

受取配当益金不算入制度の変遷と実態

田 中 里 美

はじめに

国税庁が公表している「税務統計からみた法人企業の実態」をもとに実質法人税負担率を算定すると、資本金規模の大きい企業ほど低くなる。その原因の一つとして、受取配当益金不算入制度が挙げられる。持株比率1/3(33.3…%)以上の株式の配当の全て、持株比率5%以上33.3…%未満の株式の受取配当の50%、持株比率5%未満の株式の受取配当の20%が、受取配当益金不算入として課税除外されている。株式の持ち合いが拡大する現在において、子会社関連会社からの配当を受取配当益金不算入として課税除外とされる額が増大している。2015年の税制改正では受取配当益金不算入額の範囲を縮小するとどまった。受取配当は、たとえ100%子会社からの配当であっても別法人から、所得が移転したものである。これを所得から除外することは、企業に対する優遇措置であると言える。

本稿では、受取配当益金不算入制度の変遷と、その実態について分析を行う。まず、受取配当益金不算入制度の先行研究を整理する。次に、受取配当益金不算入制度の歴史的な変遷を概観する。さらに、国税庁が公表している「税務統計から見た法人企業の実態」とトヨタ自動車の有価証券報告書を利用して受取配当益金不算入制度の実態分析を行う。そして最後に受取配当益金不算入制度のあり方についてまとめる。

I 先行研究における受取配当益金不算入制度への見解

先行研究における受取配当益金不算入制度に対する見解を整理すると次のようになる。金子宏の見解によれば「法人の受取配当の非課税は、合理的理由に乏しいと思われるのみでなく、法人の株式所有を促進し、ひいては消費者の利益を害するおそれがある。したがって、その廃止すなわち受取配当益金算入を検討すべきであろう。⁽¹⁾」としている。また、富岡幸雄の見解によれば「受取配当益金不算入制度は、中小法人に比べて大法人ほど受取配当が圧倒的に多い状況から見て、大法人の税負担を軽減するための措置となっているが、その根拠が必ずしも明確ではない。⁽²⁾」としている。市川深の見解によれば「受取配当の非課税措置に伴う現実的役割は、たんに課税所得計算上の問題にとどまらず、株式保有に有利な税制ができあがることによって、巨大な利益を獲得する大企業は余裕金を株式投資にまわして、収益性の安定をはかったほか、他方では株式投資による系列的支配を強化し、地位とその市場支配力を強め資本の集中と集積を高めた⁽³⁾」とし、「独占的大企業有利のカラクリの最たるもの⁽⁴⁾」としている。品川芳宣の見解によれば「受取配当益金不算入制度については、独立

課税説の場合には、法人間の配当の授受については原則として課税調整を行う必要はないのであるから、当該制度を廃止し、受取配当を原則として他の収益と同様に扱うことが望ましい。但し、親子会社などの系列会社間の配当の授受については、企業間の課税の均衡を図る必要がある場合には、何らかの課税調整を必要とすることになろう⁽⁶⁾」としている。

以上のことから、受取配当益金不算入制度について、批判的な見解が多く見られる。受取配当益金不算入制度は、特に大企業に有利になる制度であり、受取配当を所得から除外する根拠が乏しいことが指摘されている。

II 受取配当益金不算入制度の変遷

受取配当益金不算入制度は、どのようにして始まったのであろうか。ここでは、受取配当益金不算入制度の変遷について概観する。

1. 受取配当益金不算入制度のはじまり

1950年のシャープ勧告による税制改正によって法人税の課税方式は根本的に改められた。シャープ勧告では法人についての考え方を次のように述べている。「…根本的には法人は与えられた事業を遂行するために作られた個人の集合体である。⁽⁶⁾」このように法人を法人擬制説でとらえ、個人と法人との二重課税排除のために配当控除、法人と法人との二重課税排除のために受取配当等益金不算入制度が導入された。その個人と法人との二重課税排除措置の内容は、法人所得に35%の法人税を課し、個人株主に受取配当の25%相当額の税額控除を認めるものであった。シャープ勧告が提案した所得税の最高税率は55%であったため、最高税率の適用される配当所得に関する限り、二重課税は完全に排除される⁽⁷⁾。法人の所得を100とすると、それに対する法人税は35である。残りの65が最高税率の適用される個人に配当されたとすると、それに対する所得税額は35.75となる。この両者を合わせると、100に対する税額の合計は70.75となる。これから、配当65の25%、すなわち16.25を差し引くと税額は54.50となり最高税率に相当し、二重課税はほぼ完全に排除される⁽⁸⁾。金子はシャープ勧告について「シャープ勧告の主要な関心は、個人企業と法人企業との間の公平を維持し、あるいは不公平を排除することによって、税制の中立性(neutrality)を保つことにおかれていたのである。⁽⁹⁾」と述べている。

2. 1957年税制改正における受取配当益金不算入制度

その後、1957年の改正で法人税および所得税の税率が改正されたのに伴い、配当控除率も改正され⁽¹⁰⁾、配当所得のうち1000万円以下の所得部分については20%に、1000万円を超える所得部分については10%に引き下げられた。二段階の控除率を採用したのは、税額

控除方式のもとでは、高額所得者の場合は二重課税の排除の程度が大きい、低額所得者になるほどその排除の程度が少なくなる、という弊害を緩和しようとするものであった。しかし、この改正のもとでは、最高税率の適用される配当所得についても、二重課税は完全には排除されなくなった。その意味でわが国の配当所得課税の制度は、この改正によってシャウブ勧告の考え方から半ば離脱したとすることができる⁽¹¹⁾。

法人税率が 1955 年の改正で 40% になり、所得税率が 1957 年の改正で最高税率が 70% になり、100 の法人所得に対し 40% の法人税が課され、残りの 60 に 70% の所得税が課されると税額は 42 となり、10% の控除額 6 をマイナスすると税額は 76 となる。すなわち最高税率（5000 万円をこえる所得について 70%）の適用される配当所得については 6 の超過負担を生じさせるようになった。

3. 1961 年税制改正における受取配当益金不算入制度

1961 年の改正では、支払法人の側でも配当控除の方式により、法人所得のうち配当に充てた部分に対する法人税率が 28% に引き下げられ、それに対応して、所得税における配当控除率も 20%・10% からそれぞれ 15%・7.5% に引き下げられた。この制度は 1960 年 12 月の「第一次答申」（政府税制調査会）を受けて創設されたものであるが、同答申では、次のように述べている。「現在、企業の株式資本の充実を妨げている大きな原因の一つが税制にあるといわれている。すなわち、現在、法人の借入金に対する利子は、法人の所得の計算上損金に算入されるが、その支払配当は損金に算入されない。つまり配当は、企業が法人税等を支払った残りの所得から支払わなければならないから株式資本コストは、借入金に比して著しく高いものとなる。これが企業として増資よりも借入金を選ばせる大きな原因となっている。⁽¹²⁾」と説かれている。すなわち、日本の法人の自己資本比率が戦前と比較して著しく低下した理由として「戦後、法人は急速な経済発展に伴い、多額の資金を必要としたが、それを自己資金＝株式発行によって賄う場合は、法人税の計算上配当が損金として控除されないのに対し、借入金によって賄う場合は、その利子が損金として控除されるため、資金コストとしては前者の方がはるかに高くつき、それが株式発行よりも借入金に依存せしめた理由である。⁽¹³⁾」という見解が示された。しかし、金子は「高度経済成長の中で企業の資金需要がきわめて大きくなったが、証券市場がそれを賄うほど十分に発達しておらず、他方、わが国の高い貯蓄率に支えられて金融機関がきわめて豊富な資金をもっていたため、借入金への依存度が高まったのである。⁽¹⁴⁾」と述べ、この見解が正しいかどうか疑問であるとしている。

税制調査会の見解は大きな影響力をもち、やがて、自己資金のコストを引き下げ、自己資本比率を高めるためには、二重課税の排除措置として、配当税額控除方式の代わりに、支払

配当損金算入方式を採用すべきであるという主張にまで発展していった⁽¹⁵⁾。その後、所得等の金額から支出した支払配当で、受取配当等益金不算入額を超える金額については法人税率を軽減し、自己資本の充実を図るとともに、配当の増加による投資意欲を喚起しようとしていたのである。

この制度の創設によって、「配当の支払い段階における法人税と配当の受取段階における所得税（法人株主の場合は法人税）との間の税負担について、いわゆる配当に対する二重課税の一部を配当軽減制度、配当税額控除制度および受取配当益金不算入制度によって調整する仕組み⁽¹⁶⁾」となったのである。受取配当益金不算入制度はシャープ勧告のもとでは全額が非課税とされていたが、1961年の改正により配当軽減措置⁽¹⁷⁾が採用されたのに伴い、法人の受取配当のうち、支払配当を超える部分については、その4分の1が益金に算入されることとなった。

4. 1988年税制改正における受取配当益金不算入制度

やがて1988年4月の税制調査会の「中間答申」は、「基本税率の引き下げとあわせて、配当軽減税率を段階的に廃止するのが適切である。⁽¹⁸⁾」とした。さらに「シャープ勧告当時と現在とを比べてみると、経済活動に占める法人企業の地位は格段に増大し、それに伴い、企業の経営形態や資金調達の様態にも著しい変化が生じている。具体的には、法人間での相互株式保有の増大、企業の安定株主志向などによる金融機関等による株式保有の拡大、さらに近年は、いわゆる財テクによる投資目的での株式保有の増大等が進んでおり、この結果、法人企業による株式の保有割合が著しく高まり、最近時点では全上場会社株式の約4分の3を法人株主が保有するに至っている。このような企業をめぐる経済実態を踏まえると、現行の受取配当益金不算入制度については、負担調整措置としての本制度の趣旨は維持しつつも、経済実態に即した見直しを行うべきではないかと考えられる。この場合、親子会社間の配当のように、企業支配的な関係に基づくいわば同一企業の内部取引と考えられるものについては仮にこれに課税すると、事業を子会社形態で営むよりも事業部門の拡張や支店の設置等による方が税制上有利となり、法人間の垂直的統合を促すこととなる等、企業の経営形態の選択等に対して法人税制が非中立的な効果を持つという弊害が生じるおそれがある。これに対し、このような関係を有しない法人の株式は一種の投資物件という性格があり、また、企業の資産選択の実態を踏まえると、法人が投資対象として保有する株式に係る配当についてまで益金算入としなくてもよいのではないかと考えられる。…企業支配的な株式に係る受取配当については現行制度を維持することとするが、それ以外の配当については、法人企業による株式保有の増大や、最近における法人の資産選択行動の様態といった経済実態を踏まえ、益金不算入割合を段階的に80%まで引き下げることにするのが適当である。⁽¹⁹⁾」とした。

この結果、1988年の改正で配当軽減措置は廃止され、法人税率は37.5%に引き下げられ、特定株式等にかかる配当金については全額益金不算入とするが、特定株式以外の株式等（一般株式等）にかかる配当金については、全額を益金不算入とするのではなく80%相当額を益金不算入とすることにとどまった。

5. 2002年税制改正における受取配当益金不算入制度

2002年度の税制改正による受取配当の益金不算入制度の見直しは、連結納税制度導入に伴う税収不足を補う財源措置として浮上してきたものである⁽²⁰⁾。受取配当益金不算入制度による一般株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。

6. 2015年税制改正における受取配当益金不算入制度

受取配当益金不算入制度は、2015年4月1日以後開始の事業年度から、株式の保有割合が3分の1（33.3…%）以下の場合等に益金不算入割合が一部引き下げられた。従来の「関係会社株式等」の区分が「関連法人株式等」に名称が変更され、株式保有割合が25%以上から3分の1（33.3…%）超に見直された。また、新たに保有割合が5%以下の場合に「非支配目的株式」の区分が設けられ益金不算入割合が20%と縮小されることになった。また、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く）の収益分配金の額のうち、配当等の額とされるものが全額益金算入されることになった。2015年税制改正の受取配当益金不算入制度を整理した図表が図表1である。図表2は改正のイメージ図である。

図表1 2015年税制改正受取配当益金不算入制度

区分	保有比率	不算入割合
完全子法人株式等	100%	100%
関連法人株式等	1/3（33.3…%）超	
その他の株式等	5%超～1/3（33.3…%）未満	50%
非支配目的株式等	5%以下	20%
公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く）の収益分配金		益金算入

（国税庁「受取配当等の益金不算入制度の見直し」より筆者作成。）

図表 2

2015年改正 イメージ図						
株式等保有割合 (区分)	2015年改正前			株式等保有割合 (区分)	2015年改正後	
100% (完全子法人株式等)	100%益金不算入			100% (完全子法人株式等)	100%益金不算入	
25%~100% (関係法人株式等)	100%益金不算入	負債利子 控除		1/3超100%未満 (関係法人株式等)	100%益金不算入	負債利子 控除
25%未満 (上記以外の株式等 及び証券投資信託)	50%益金不算入		負債利子 控除	5%超1/3以下 (その他の株式等)	50%益金不算入	
				5%以下注1 (非支配目的株式等)	20%益金 不算入	
				証券投資信託注2	100%益金算入	

注1 保険会社の場合は40%が益金不算入となる。(措法67の7①)
注2 特定株式投資信託の場合は非支配目的株式等と同様の取り扱いとなる。(措法67の6①)

(国税庁「受取配当等の益金不算入制度の見直し」より筆者作成。)

税制調査会は「法人税の改革について」において、受取配当益金不算入制度の見直しを次のように報告している。「企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合がある。支配関係を目的とする場合は、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように、配当収益を課税対象から外すべきである。他方、資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要である。この観点から、支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入割合などについて、諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ、見直すこととする。⁽²¹⁾」このように、資産運用を目的とした株式保有について課税強化の方向性を示したが、保有比率の低い株式について、全額を益金算入するのではなく、益金不算入割合を下げるにとどまった。

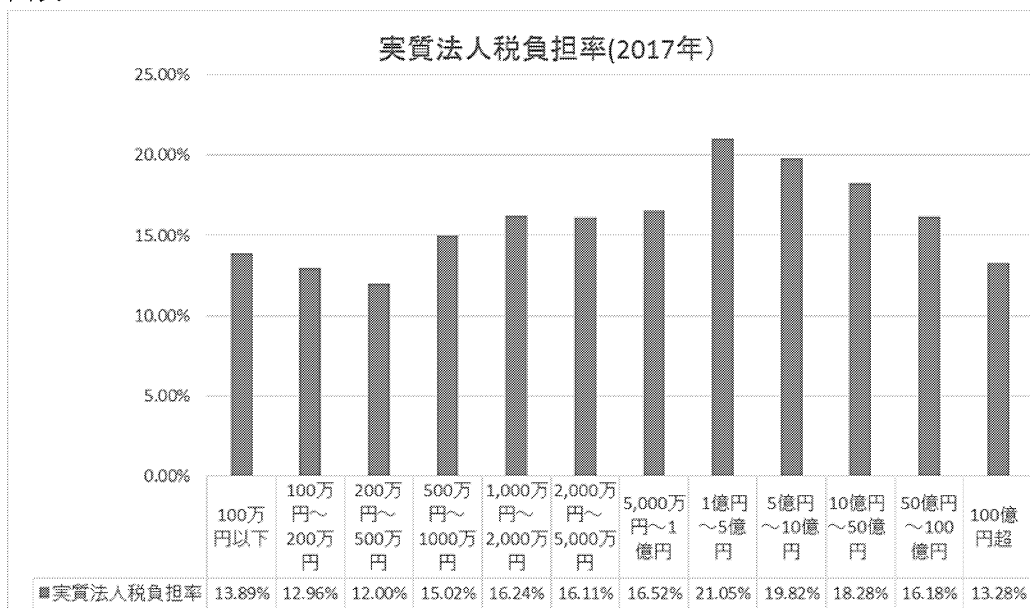
以上、シャープ勧告以降の受取配当益金不算入制度について概観してきた。受取配当益金不算入に係る税制の改正は、法人税制がいかにあるべきかを検討してなされてきたものではなく、その都度の税政策を配慮したものであった。企業の自己資本比率の向上や、連結納税制度導入に伴う税収不足の補てんのための財源措置として税制の改正がなされてきたのである。

Ⅲ 受取配当益金不算入制度の実態

1. 実質法人税負担率と受取配当益金不算入制度

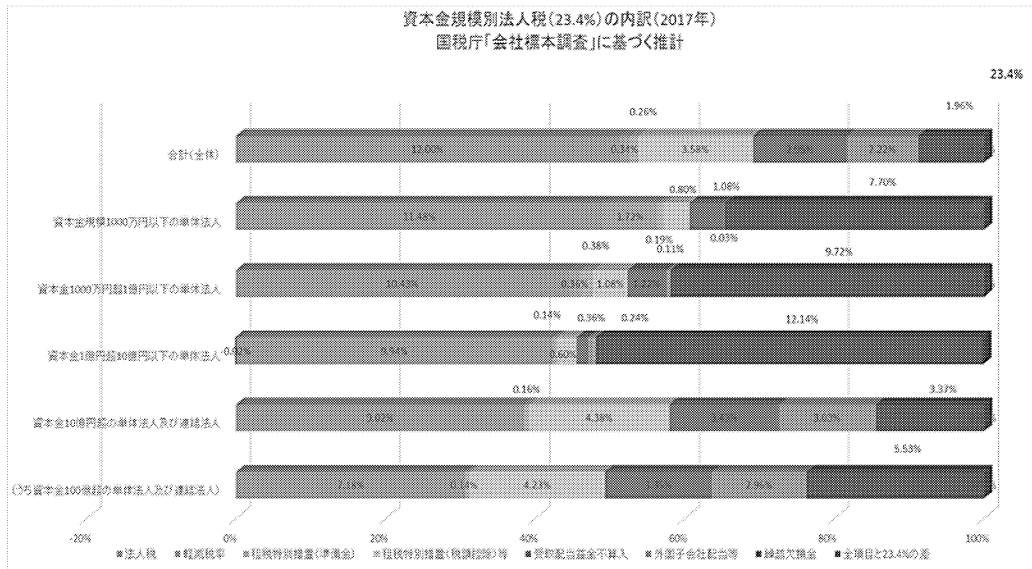
国税庁が公表している「税務統計から見た法人企業の実態」をもとに、資本金規模別の実質法人税負担率を計算する⁽²²⁾と図表3のようになる。実質法人税負担率とは、推定当期利益に対する納税額の割合である。すなわち、企業利益に対する法人税の負担率を計算している。資本金規模の大きい企業と資本金規模の小さい企業の実質法人税負担率が低くなる傾向にある。資本金規模100億円以上の企業の実質法人税負担率は13.28%であり、資本金規模200万円～500万円は12%、100万円～200万円は12.96%、100万円以下は13.89%となっている。法定税率23.4%(2017年)よりもはるかに低い。資本金規模の小さい企業は軽減税率の適用や繰越欠損金が多く計上されている実態から低くなっている。では資本金規模の大きい企業ほど実質法人税負担率が低くなるのはなぜであろうか。図表4は法人税の法定税率23.4%を100%とした場合、実質法人税負担率との差が何によってどの程度軽減されているのかを分析したグラフである。資本金10億円超の単体法人及び連結法人の受取配当益金不算入は、3.43%税負担を軽くしている。これは、他の資本金規模の企業よりも大きな割合となっていることがわかる。同様に外国子会社からの配当等は、3.03%税負担を軽くしている。税額控除等の租税特別措置は4.38%税負担を軽くしており、受取配当益金不算入制度と租税特別措置による税額控除は、資本金規模の大きい企業ほど有効に活用されていることがわかる。

図表3



(出所：国税庁企画課編「税務統計から見た法人企業の実態」より筆者作成。)

図表 4



(出所：国税庁企画課編「税務統計から見た法人企業の実態」より筆者作成。)

2. 受取配当益金不算入額の推移

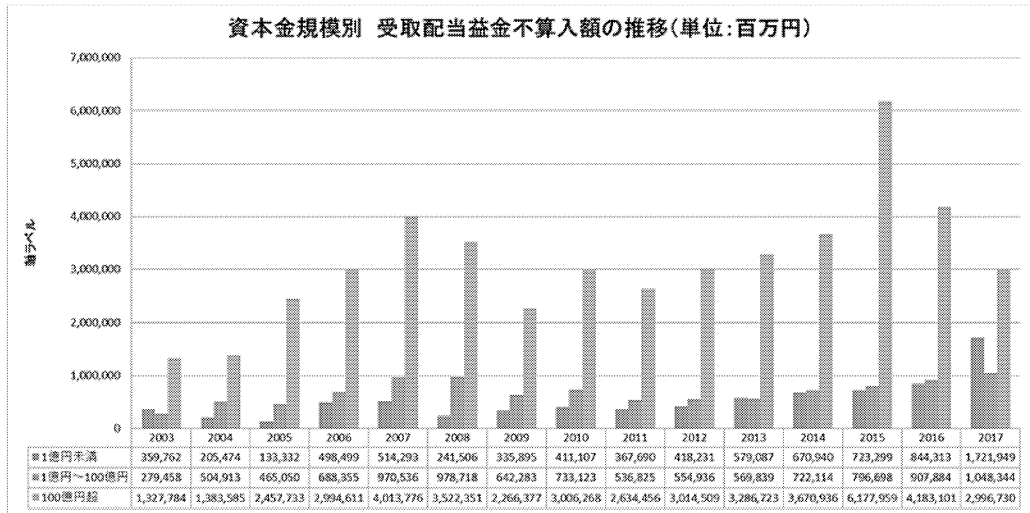
1961年の改正まで、法人が受け取った配当は全額益金不算入となっていた。1961年に配当軽減措置が導入されたことに伴い支払配当を超える受取配当については一部益金算入されることになったが、1988年には配当軽減措置が廃止され、一般株式会社等について益金不算入割合が80%、2002年に関係会社株式等について50%、2015年に非支配目的株式等について20%と縮小されてきた。税務統計からみた法人企業の実態を利用してこれまで受取配当が益金不算入となってきた額の推移について分析する。

図表5は、2003年から2017年までの資本金規模別の受取配当益金不算入額の推移を示したものである。資本金規模100億円以上の企業の受取配当益金不算入額が最も多く推移しており、2015年には6兆1,779億円となっている。資本金規模100億円以上の企業は、2005年から受取配当益金不算入額が上昇しており、リーマンショックの影響からか2009年後に少し減少するが、現在も増額傾向にある。

図表6は、図表5と同期間における受取配当益金不算入額の総額の推移を示したものである。全体で見ても2005年から上昇しており、2015年の7兆6,979億円と過去最多の受取配当益金不算入額となっている。

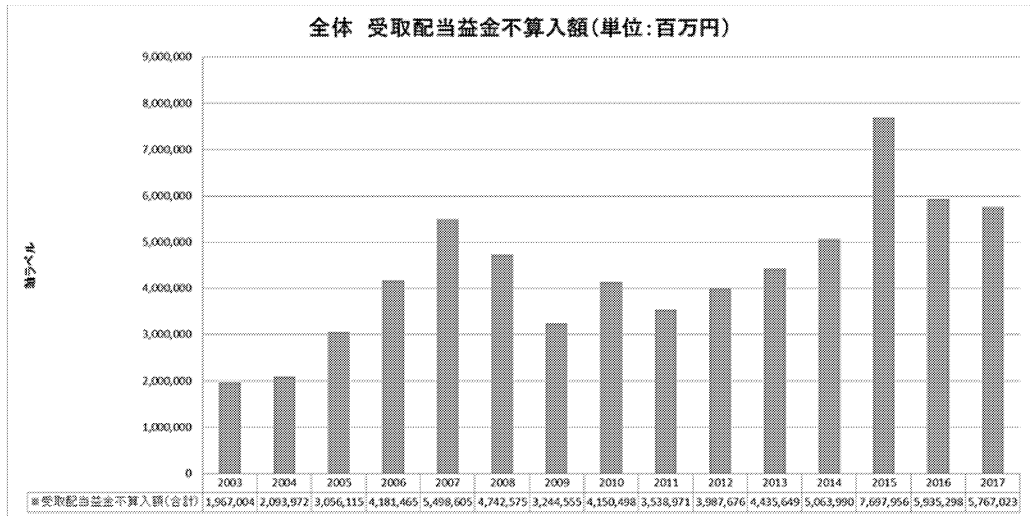
2015年に受取配当益金不算入の範囲が縮小化されたにもかかわらず、受取配当益金不算入額は減少するどころか増加傾向にある。

図表 5 資本金規模別受取配当益金不算入額の推移 (百万円)



(出所：国税庁企画課編「税務統計から見た法人企業の実態」より筆者作成。)

図表 6 全体受取配当益金不算入額

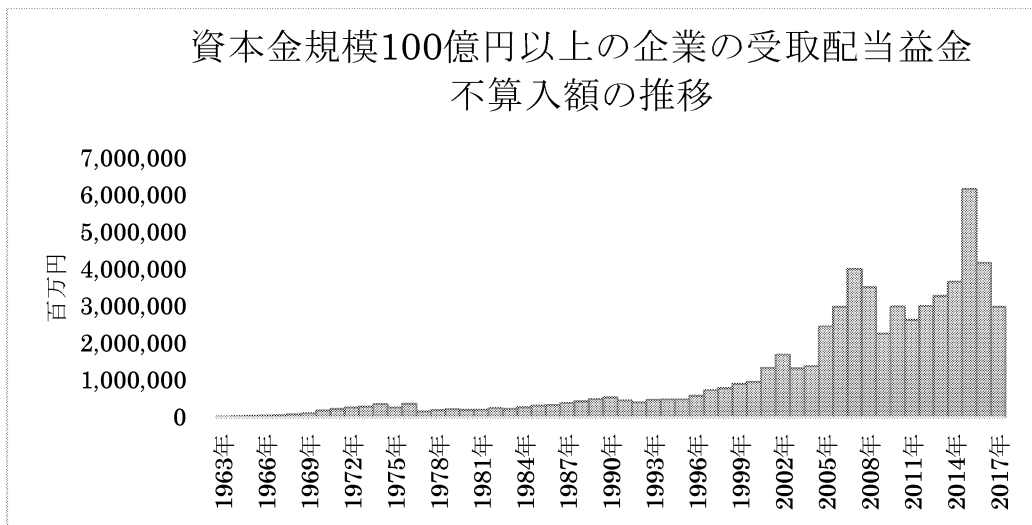


(出所：国税庁企画課編「税務統計から見た法人企業の実態」より筆者作成。)

図表 7 は、資本金規模 100 億円以上の企業の受取配当益金不算入額の推移を 1963 年から 2017 年までの期間でグラフ化したものである。制度上は、益金不算入割合を縮小しているが、資本金規模 100 億以上の企業の受取配当益金不算入額は年々増加傾向にあり、特に急激

に増加したのは、2006年からであることがわかる。2015年は非常に高い金額になっていることがわかる。

図表7 資本金規模100億円以上の企業の受取配当益金不算入額の推移



(出所：国税庁企画課編「税務統計から見た法人企業の実態」より筆者作成。)

以上により、資本金規模100億円以上の企業の受取配当益金不算入額がいかに多額であるのかがわかる。法人税制がいかにあるべきかという理論的裏付けがないまま、この額が課税所得から除外されているのである。

3. トヨタ自動車の受取配当と有価証券報告書による開示

個別企業の有価証券報告書からも法人税の負担率を開示している会社がある。トヨタ自動車の有価証券報告書による受取配当について分析してみよう。トヨタ自動車単体における損益計算書(図表8)を見ると、受取配当が7,963億円(2018年度)、8,027億円(2017年度)あることがわかる。本業の利益となる営業利益は1兆3,261億円(2018年度)、1兆2,575億円(2017年度)であり、当期純利益については、1兆8,968億円(2018年度)、1兆8,593億円(2017年度)であり、本業の利益や当期純利益と比較しても受取配当の額が大きいことがわかる。注記(図表9)を見ると、法人税等の負担率の分析がなされている。法定実効税率が30.1%(2018年度)、30.3%(2017年度)に対し、法人税等の負担率は18.4%(2018年度)、16.9%(2017年度)となっている。法人税の負担率が低くなる要因の中で最も大きいものは、受取配当益金不算入額であり、法定実効税率を9.1%(2018年度)、9.7%(2017

年度) 低下させていることがわかる。次いで大きな要因となっているものは試験研究費の税額控除であり 3.3% (2018 年度)、3.5% (2017 年度) であることがわかる。

したがって、受取配当益金不算入制度は、受取配当を多く得ている企業の企業利益に対する法人税負担率を著しく低下させている。

図表 8

トヨタ自動車【損益計算書】	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	12,201,443	12,634,439
売上原価	9,599,363	9,991,345
売上総利益	2,602,080	2,643,093
販売費及び一般管理費	1,344,536	1,316,956
営業利益	1,257,543	1,326,137
営業外収益		
受取利息	61,375	97,595
受取配当金	802,702	796,372
その他	155,378	152,073
営業外収益合計	1,019,456	1,046,041
営業外費用		
支払利息	5,884	9,320
その他	32,974	39,735
営業外費用合計	38,859	49,056
経常利益	2,238,140	2,323,121
税引前当期純利益	2,238,140	2,323,121
法人税、住民税及び事業税	404,900	444,000
法人税等調整額	△26,072	△17,702
法人税等合計	378,827	426,297
当期純利益	1,859,312	1,896,824

(出所：トヨタ自動車有価証券報告書 115 期より)

図表 9

トヨタ自動車 注記抜粋		
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の内訳		
	前事業年度	当事業年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
法定実効税率	30.30%	30.10%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%	0.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.7%	△ 9.1%
外国源泉税	1.10%	1.10%
試験研究費税額控除	△ 3.5%	△ 3.3%
外国税額控除	△ 0.2%	△ 0.5%
評価性引当額	△ 0.4%	△ 0.2%
その他	△ 0.8%	0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.90%	18.40%

(出所：トヨタ自動車有価証券報告書 115 期より)

おわりに

受取配当益金不算入制度は、法人擬制性説を根拠にして法人が受け取る配当金を益金不算入とし、課税の対象から外したことから始まる。現在でも、その範囲は縮小されつつも残っている状況にある。連結納税制度やグループ法人制がある中で、受取配当益金不算入制度をおくことに、正当な根拠があるのだろうか。「親子会社間の配当のように、企業支配的な関係に基づきいわば同一企業の内部取引と考えられるものについては仮にこれに課税すると、事業を子会社形態で営むよりも事業部門の拡張や支店の設置等による方が税制上有利となり、法人間の垂直的統合を促すこととなる等、企業の経営形態の選択等に対して法人税制が非中立的な効果を持つという弊害が生じるおそれがある。⁽²³⁾」という見解もある。しかし、親会社が子会社から配当を受け取れば、所得は移転しているのである。法人税は法人単体で課税する税金であり、法人から他の法人に所得が移転すれば、たとえ完全子会社からの配当であっても、原則課税対象にすべきなのである。完全子会社からの配当を所得から除外するのなら、連結納税制度やグループ法人税制を適用することで十分ではないだろうか。受取配当益金不算入制度は特に大企業の実質法人税負担率を低下させ、応能負担の原則に反す

る状況を生み出している。また、年々その額は増加しつつある。そのため、企業の配当所得は原則課税し、政策上必要な場合には、過度に企業優遇とならないよう何らかの調整を行うべきである。

注

- (1) 金子宏、「法人税の性質と配当課税のあり方」『所得課税の法と政策』、有斐閣、427頁。
- (2) 富岡幸雄、『税務会計学原理』、中央大学出版部、1639頁。
- (3) 市川深編著、『税務会計』、日本評論社、1976年、10頁。
- (4) 同上書、9頁。
- (5) 品川芳宣、『課税所得と企業利益』、税務研究会出版局、1982年、142頁。
- (6) “Report on Japanese Taxation By the Shoup Mission” Volume I, 1949, p105.
- (7) 金子宏、『租税法第11版』、弘文堂、2006年、270頁。
- (8) 金子宏、同上書（1）脚注、272頁。
- (9) 金子宏、前掲書（注1）、411頁。
- (10) 1955年の改正で配当控除率は25%から30%に引き上げられた。
- (11) 金子宏、前掲書（注7）、270頁。
- (12) 税制調査会「第一次答申」、1960年12月。公益財団法人日本租税研究会ホームページ http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s_s3512_toumenjissisubekizeiseikais_ei.pdf アクセス 2019年10月10日
- (13) 同上答申。
- (14) 金子宏、前掲書（注7）、271頁。
- (15) 同上書、271頁。
- (16) 税制調査会「財政体質改善答申」、1980年11月、21頁、公益財団法人日本租税研究会ホームページ http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s5511_zaiseitaisitukaizen.pdf アクセス 2019年10月10日
- (17) 支払配当分については留保分の税率よりも軽くする措置。
- (18) 税制調査会「税制改革についての中間答申」、1988年4月、56頁、公益財団法人日本租税研究会ホームページ http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s6304_zeiseikaikakutyukantousin.pdf アクセス 2019年10月10日
- (19) 同上答申、57頁。
- (20) 財務省「平成14年税制改正の大綱（別紙：連結納税制度）」
- (21) 税制調査会「法人税の改革について」2014年6月、5頁、内閣府ホームページより

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/26zen10kai7.pdf> アクセス 2019 年 10 月 10 日。

(22) 算定方法については拙著『会計制度と法人税制一課税の公平からみた会計の役割に関する研一』を参考にされたい。

(23) 税制調査会、前掲答申（注 18）、56 頁。

参考文献

- ・市川深編著『税務会計』日本評論社、1976 年。
- ・金子宏、「法人税の性質と配当課税のあり方」『所得課税の法と政策』有斐閣、1996 年。
- ・金子宏、『租税法第 11 版』弘文堂、2006 年。
- ・富岡幸雄『検証企業課税論』中央経済社、2019 年。
- ・富岡幸雄、『税務会計学原理』中央大学出版部、2003 年。
- ・富岡幸雄『消費税が国を亡ぼす』文春新書、2019 年。
- ・富岡幸雄『税金を払わない巨大企業』文春新書、2014 年。
- ・財務省「平成 14 年税制改正の大綱（別紙：連結納税制度）」
- ・税制調査会「第一次答申」1960 年 12 月。
- ・税制調査会「財政体質改善答申」1980 年 11 月。
- ・税制調査会「税制改革についての中間答申」1988 年 4 月。
- ・税制調査会「法人税の改革について」2014 年 6 月。
- ・品川芳宣『課税所得と企業利益』税務研究会出版局、1982 年。
- ・Report on Japanese Taxation By the Shoup Mission” Volume I, 1949,
- ・拙稿『会計制度と法人税制一課税の公平から見た会計の役割に関する研究一』唯学書房、2017 年。

参考データ及び資料

- ・国税庁企画課編「税務統計から見た法人企業の実態」
- ・国税庁「受取配当等の益金不算入制度の見直し」
- ・トヨタ自動車有価証券報告書 115 期